

平成 23 年 3 月 29 日

関西広域連合

広域連合長・兵庫県知事	井戸 敏三
副広域連合長・和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員・滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員・京都府知事	山田 啓二
委員・大阪府知事	橋下 徹
委員・鳥取県知事	平井 伸治
委員・徳島県知事	飯泉 嘉門

平成 23 年東北地方太平洋沖地震対策にかかる関西広域連合の支援 について

本日、関西広域連合委員会を開催し、関西広域連合として、東北地方太平洋沖地震に対し、次のとおり支援を行うことを決定した。

1 関西広域連合委員会の開催

- (1) 日 時 平成 23 年 3 月 29 日 (火) 16:30～17:30
- (2) 場 所 兵庫県災害対策センター 1 階 災害対策本部室
- (3) 参集者 井戸兵庫県知事 (広域連合長・委員)
仁坂和歌山県知事 (副広域連合長・委員)
嘉田滋賀県知事 (委員)
山田京都府知事 (委員)
橋下大阪府知事 (委員)
藤井鳥取県副知事 (委員代理)
里見徳島県副知事 (委員代理)
- (4) 内 容 東北地方太平洋沖地震の被災者・被災地支援の対応について 等

2 配付資料

別添のとおり

資料 1

平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震被害状況等 (未確認情報含む)

[緊急災害対策本部 (H23. 3. 28 18:00 現在) 及び消防庁災害対策本部 (H23. 3. 28 19:00 現在) 発表資料]

1 人的被害 (警察庁 28 日 18:00)

(単位:人)

都道府県名	死者	行方不明	負傷者	避難者
北海道	1		3	
青森県	3	1	66	264
岩手県	3,242	4,654	129	43,292
宮城県	6,627	7,575	1,040	79,675 (福島県からの避難者を含む)
秋田県			7	523 (他県からの避難者)
山形県	1		18	2,953 (宮城県、福島県からの避難者)
福島県	974	5,388	220	30,630
東京都	7		77	1,021 (岩手県、宮城県、福島県からの避難者)
茨城県	20	1	663	2,279 (福島県からの避難者を含む)
栃木県	4		133	2,317 (福島県からの避難者を含む)
群馬県	1		35	3,397 (宮城県、福島県からの避難者)
埼玉県			42	3,381 (福島県等からの避難者)
千葉県	17	2	209	1,334 (福島県からの避難者を含む)
神奈川県	4		127	533 (福島県からの避難者)
新潟県			2	7,369 (福島県からの避難者)
静岡県			4	587 (福島県からの避難者)
高知県			1	
山梨県			1	801 (福島県、宮城県からの避難者)
長野県				438 (福島県、宮城県からの避難者)
合計	10,901	17,621	2,777	180,794

(参考) 阪神・淡路大震災の被害 (兵庫県 HP:平成 18 年 5 月 19 日消防庁確定)

死者: 6,434 名、行方不明 3 名、負傷者: 43,792 名

※消防庁 28 日 19:00 情報では、死者 10,326 名、行方不明者 13,796 名、負傷者 3,004 名

※行方不明者相談電話受理件数: 岩手県 5,335 件 (警察庁 28 日 10:00)、宮城県 54,751 件 (警察庁 28 日 16:00)、福島県 7,771 件 (警察庁 28 日 11:00)

2 火災発生件数 (消防庁 28日 11:00)

青森県:	5件 (うち 5件鎮火)
岩手県:	23件 (うち 23件鎮火)
宮城県:	184件 (うち182件鎮火)
福島県:	14件 (うち 14件鎮火)
群馬県:	2件 (うち 2件鎮火)
茨城県:	43件 (うち 43件鎮火)
埼玉県:	13件 (うち 13件鎮火)
千葉県:	14件 (うち 14件鎮火)
東京都:	35件 (うち 35件鎮火)
神奈川県:	6件 (うち 6件鎮火)
静岡県:	1件 (うち 1件鎮火)
合 計:	340件 (うち338件鎮火)

3 建築物被害 (警察庁 28日 18:00)

(単位:棟)

都道府県名	全壊	半壊	流出	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	一部損壊	非住家
北海道						356	410	4	22
青森県	100	13	6			57	21	4	2
岩手県	11,444	1,024			12 *1	41		301	172
宮城県	1,130	1,517	2,159	6	3	1,640 *2		4,436	1,619
秋田県								3	3
山形県	37	78							
福島県	2,413	958		77		120		6,944	469
東京都	3	6		3			2	239	
茨城県	280	1,711			37	1,386	378	43,333	414
栃木県	125	1,053						29,064	295
群馬県								13,011	195
埼玉県		5		1	1		1	1,800	33
千葉県	645	1,521		3	3	762	347	13,334	109
神奈川県								8	
新潟県									2
徳島県						2	8		
高知県						6	10		
計	16,177	7,886	2,165	90	7	2,730	1,177	112,483	3,335

* 1 : 全・半焼あわせた数 (合計欄には計上していない)

* 2 : 床下浸水・床上浸水あわせた数 (合計欄には計上していない)

・全壊: 6,403、半壊 6,041、一部損壊 126,105 (消防庁 28日 19:00)

岩手県現地連絡員からの現地情報など

1 被害状況等 (3月28日現在)

人的被害	死者	3,242名
	行方不明者	4,654名
	負傷者	130名
建物被害	12,787棟 (判明のみ)	
避難の状況	避難所	375ヶ所
	避難者数	43,292人

※沿岸部市町は壊滅的被害 (内陸部市町は大きな被害なし)

※避難者多数市町：陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町

2 直近の岩手県庁の主な動向

- ①救出救助から被災者支援、復興対策へ移行【県現地対策本部設置 (3/21)】
- ②避難所運営、物資支援は継続的に実施
- ③内陸部への一時避難の実施
県内陸部で9,500人分を確保
被災者への意向調査中【第1次調査希望者460名 (3市町/7市町)、第2次実施中】
- ④仮設住宅の建設に着手 (当面8,800戸)

3 支援の状況

(1) 物的支援 (支援物資)

- 避難所状況の改善により、変化するニーズに即応する必要あり
- 「この物資の調達可能か」との要請は今後もあると推測

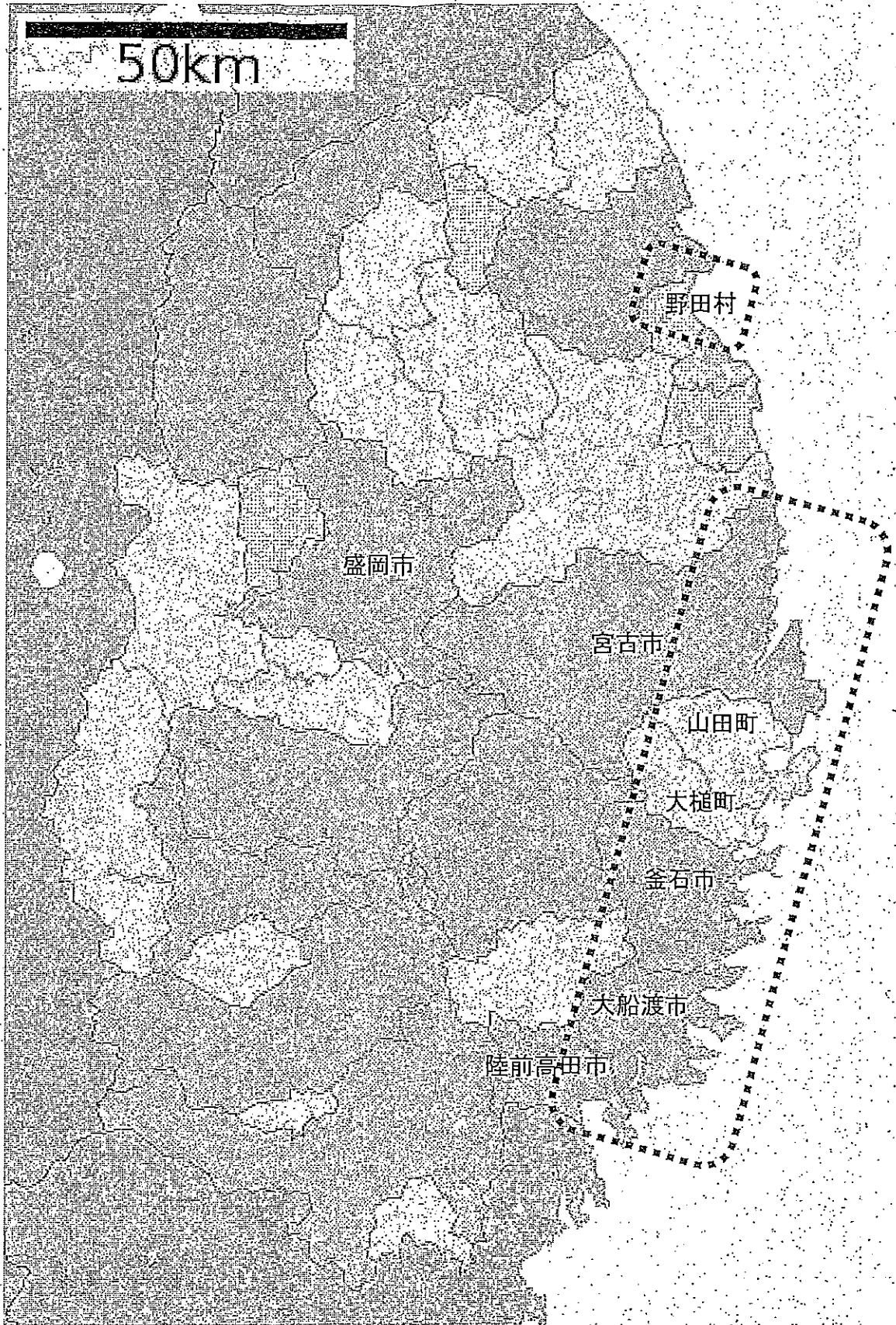
(2) 人的支援

- 県庁関係は大きな被害報告なし
- 岩手県支援物資集積場 (アピオ) への要員派遣
当面、4月中は現行の体制の要望あり
- 市町の行政機能のダメージが大きく、避難者の多い市町への支援が必要
府職員、府内市町村職員22名により、大槌町、陸前高田市の避難所運営等支援を実施 (3/27～)
今後、市町の行政機能を担う人員での支援要請がなされると推測
- 公共土木施設等の災害復旧のための要員派遣検討必要

(3) 避難されている方の受入

- 県の所管部局に大阪府・和歌山県の受入に関する情報提供
- 府の受入の考え方を岩手県政記者クラブへ提供 (地元紙 (岩手日報) で関西広域連合の住宅提供の掲載 (3/25))
- 今後生活支援全般をパッケージ化して周知

岩手県全図



現地連絡員からの報告 (3/28現在)

1 被害の状況

1) 概況

最大震度7の激震に見舞われた宮城県であるが、県下全域を概観したところ、揺れによる建物被害は、阪神・淡路大震災と比較して、かなり軽微であるように見受けられる。ブルーシートを掛けた住家はほとんど見られない。対して、高速道路陸橋など長大土木構造物には大きな被害(落橋・傾き・ずれ)を受けたものが各所で見られる。地震波の違いによるものと考えられる。

建物被害のほとんどすべてが津波によるものであり、しかも、その多くは全壊で、逆に半壊、一部損壊の家屋は、そう多くないものと見られる。津波が遡上した地区としなかった地区で、はっきり、無被害と全壊に分かれており、その中間被害といったものがほとんど見られない。宮城県は、建物被害について調査中である。

2) 死者・行方不明者

死者 6,173 人、行方不明者 7,575 人 (3/28 本部会議) としており、震災から半月を迎えてなお、行方不明者が多い状況にある。1 日約 150 人程度の遺体捜索が続いており、19 箇所(箇所)の遺体安置所に収容されている。津波により遺体が海に分散した(石巻から 100km 以上漂流した例もあり) ことに加え、遺族の車が流されたり、燃料不足のため、遺族による身元確認が進まない(判明率 40%弱) ことが原因となっている。さらに、未だ広大な水没地域があり、遺体収容もままならない状況にある。

3) 避難者

617 カ所、84,882 人の避難者を抱えている。市町、避難所により、その環境に大きく差が出始めている。地元コミュニティが機能している避難所は、物資や環境などの要望もよく上がってくるが、一方、行政に大きく頼らざるを得ない避難所も見受けられる。3/28 現在、食糧事情は改善されており、今後、アメニティ対策へシフトしていく必要がある。

4) ライフライン

燃料不足が一番深刻な問題となっている。3/27 現在、宮城県下の通常供給量の 46%程度の供給と低迷しており、そこに緊急車両が全国から大量に集中しているため、燃料不足に拍車を掛けている。一般車両は、給油所まで延々と数 km に渡り列を作り、一日掛かりで 20 リットル限定のガソリンを入手している。各地からの復旧関係の緊急車両が増えるにつれ、緊急車両であっても燃料事情は徐々に悪化している。自衛隊、警察、消防以外の緊急車両は、一般車両と同じ扱いなので、救急以外の医療活動や復旧活動、被災地支援に支障をきたしている。

他のライフラインは、水没地域を除き、電気は順調に回復しており、上水道も徐々に復旧しつつある。しかしながら、下水道復旧が進まないため、マンホールから汚水が溢水している箇所もある。

5) がれき処理

がれき処理はほとんど手を付けられていない。道路上のがれきを脇に寄せての道路啓開が行われている。

国は、がれき処理に関する経費のほぼ 100%国庫負担を明言した (3/28 本部会議)。

宮城県は、災害廃棄物基本方針を定め、災害廃棄物処理は、市町でなく県が処理主体となることを表明した (3/28 本部会議)。単純な家屋のがれきだけで 1,500 ~ 1,800 万屯、宮城県の通常処理能力の 23 年分と見積もっており、打ち上げられた土砂、流出自動車等は、まだ全容が分からないとしている。

宮城県は、まず県管理道路上のがれき処理を、3/28 から石巻市から始めることとしている。1 年以内に 1 次仮置き場への移動、3 年以内に 2 次仮置き場での処理を完了するとの目標を表明した (3/28 本部会議)。

また宮城県は、公共施設、農地などがれき処理について、各省庁所管の事業とせず、総務省の災害廃棄物処理事業の中で包括するよう、国に要望を行っている。

2 行政機能の状況（県・市町）

1) 宮城県の状況

毎日1回、10:00に災害対策本部が開催され、順調に議事が進んでいる。災害対策本部事務局以外は、通常体制で、土曜日、日曜日は休み、数名の日直、宿直体制で、業務の混乱、停滞も見られない。職員の執務環境も良好である。

2) 石巻市・東松島市・女川町の状況

石巻市役所内に避難者を受け入れているので、職員の執務環境に影響を及ぼしている。職員も泊まり込んでいる状況で、災害対応業務に追われている状況である。外部からの業務支援が必要である。

3) 南三陸町の状況

南三陸町役場が津波で失われているので、南三陸町ベイサイドアリーナを避難所と臨時役場としている。3/27からテニスコートに仮設役場を開設するが、行政資料がすべて失われているので、業務再開の見通しが立たない状況にある。災害対応業務もままならぬ状況にあるため、外部からの業務支援が必要である。

4) 気仙沼市の状況

役場の被害はほとんど見られない。避難者も別の建物に避難しているので、執務環境は良好である。但し、職員は泊まり込んでいる状況で、災害対応業務に追われている状況である。外部からの業務支援が必要である。

3 避難所の状況

避難所での混乱は見られないが、水道が止まっているため、衛生環境は良くない。

医療救護班が入っているが、多品目の薬剤が必要であり、医薬品の供給体制を安定化させる必要があるが、燃料不足が障害となっている。

さらに、燃料不足で暖房が制限されている避難所が数多くある。プライバシー対策にも問題がある。

4 物的支援（支援物資）について

食料を中心に、物資は入るように改善されてきた。今後は、多品目のアメニティ関係の物資ニーズが出てくるので、これをいかに供給するかが課題となる。

5 生活再建支援について

現在は、福祉貸付による小口資金貸与で対応している。生活再建支援金の支給に向けて、3/24～県職員が、順次、被災市町を回って説明会を行っている。罹災証明の発行については、被害認定に関して宮城県税務課・建築宅地課、罹災証明発行事務に関して市町村課が担当することになっているが、市町村業務として指示、指導に止まっており、今後、実際の市町村業務支援が行われるかどうかは、対応検討中としている。

6 避難されている方の県外受入について

家族に行方不明者を持つ避難者が多数いるため、避難者の感情としては、地元を遠く離れたくない思いが強いためか、積極的に県外に出る避難者は多くない。これは、放射能汚染不安のある福島県と大きな相違点である。

宮城県知事も、3/26の災害対策本部会議で県内で広く分散して避難者を受け入れることで対応可能との見解を示しており、津波被害を受けた地区から一つ峠を越えた、登米市（南三陸町から約10km）などの市町では、インフラも復旧し、通常通り商店も開店しているので、市町域を超えた遠隔避難が実施されるとしても、10数km圏内での県内避難の方向で対応するものと見られる。

学童の県外疎開についても、親類筋を頼って個々に県外に出る例は見られるものの、宮城県として学校、学級ごとの疎開については、避難者感情を考慮して、現在のところ実施する予定はないとの見解である。

福島県の現地情報（京都府・滋賀県）

平成 23 年 3 月 29 日午前 10 時現在

現地連絡員からの状況報告

1 被害の状況について

- ① 地震、津波に加え原子力発電所事故の三重の災害による被害が生じている。
- ② 一部を除き、郡山市以西の内陸部市町村では大きな被害はない。
 - ・福島市の県対策本部区域は断水したが、復旧
 - ・会津若松市等のライフラインの被害はない。
- ③ 福島第一、第二原子力発電所事故の影響は甚大で、風評被害も拡大傾向。

2 避難者の状況について

- ① 避難区域および屋内退避区域を中心に浜通り（沿岸地域）から内陸へ避難している方が多数。避難者数は増加しており、県外への避難も 2 万人を超える状況
- ② 避難所入所者数は減少傾向。一方で、県外の入所者数は増加（避難所 会津若松市 9 箇所、福島市 31 箇所設置）
- ③ スクリーニングが間に合っていない状況であったが、3 月 18 日の 14、33.6 人をピークに受信者数は全体では減少傾向（会津若松市内の新設避難所では増加）
- ④ 避難所は第 2 ステージへ移行。物資、医薬品、医療支援は充足されてきている。今後は避難者、被災者のメンタル面の支援が重要
- ⑤ 大熊町から会津若松市へ町ごと避難する予定

3 支援物資の状況について

- ① 燃料不足が顕著（ガソリンスタンドに長蛇の列）
- ② 県内 3 箇所の物資輸送拠点（福島市、郡山市、会津若松市）から各避難所に配送するシステムであるが、燃料不足等によりトラックの配送手段が十分に機能しない状況があった。これは徐々に改善
 - 一方で当該拠点倉庫が満杯となり、一時的に拠点での受入を中断

4 行政機能の状況について

- ① 三重の災害により県災害対策本部は混乱していたが、落ち着き始めている。毎日の本部員会議も 3 回から 2 回開催に。
- ② 県庁舎の被害のため、隣接する自治会館に災害対策本部を設置。テレビ会議等は使用できない。
- ③ 本庁、県地方機関、市町村との情報連絡体制は、機能を移転した市町村以外は整ってきている。
- ④ 県対策本部では、国に対して原発事故および関連して発生した農産物の出荷制限等に係る迅速・正確な情報発信を強く要請
- ⑤ 商工業者および農業者に対する相談、支援を開始

現地連絡員等の活動状況

- ① 県対策本部および会津地方対策本部に連絡所を設置し、情報収集、調整等を実施
- ② 関西広域連合の支援について、福島県対策本部とともに福島県会津地方振興局管内の避難所に京都府・滋賀県への避難者受入支援を周知するとともに避難所のニーズを把握
 - 福島県は近隣県や関東との関係が深く、関西は物理的、心理的に遠い存在
 - * より積極的な周知・アナウンス等が必要ではないか。
- ③ 避難所等の支援のため、京都府15人、滋賀県15人（第1回16人）の職員を現地に継続して派遣。現地連絡員は当該職員の支援、調整業務に従事
 - この他、医療、心のケア等の支援のために職員を福島県に派遣
- ⑤ 福島県対策本部等からはガソリン、灯油のニーズが極めて高く、支援の検討必要
 - ガソリン不足のため、遠い関西に避難するには移動手段の確保が困難